

議第 43 号

京都市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について

京都市病院事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 20 年 3 月 3 日提出

京都市長 門 川 大 作

京都市病院事業条例の一部を改正する条例

京都市病院事業条例の一部を次のように改正する。

別表第 3 京都市立病院の項中「精神科，神経内科，呼吸器科，消化器科，循環器科」を「呼吸器内科，消化器内科，循環器内科，腎臓内科，神経内科，血液内科，内分泌内科，感染症内科，糖尿病代謝内科，精神科，アレルギー科，リウマチ科」に改め，「，整形外科，脳神経外科」を削り，「小児外科」を「消化器外科，肛門外科，脳神経外科，乳腺外科，小児外科，整形外科，形成外科」に，「放射線科，歯科，」を「放射線診断科，放射線治療科，病理診断科，臨床検査科，救急科，歯科口腔外科及び」に改め，「及び感染症科」を削る。

附 則

この条例は，平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

提案理由

京都市立病院の診療科目を変更する必要があるので提案する。